

道の駅すくもサニーサイドパーク物産館新築工事基本設計業務委託

公募型プロポーザル募集要領

1 事業の概要

(1)事業名

令和7年度建委第2号(商) 道の駅すくもサニーサイドパーク物産館新築工事基本設計業務委託

(2)事業の目的

道の駅すくもサニーサイドパークにおいて、令和9年度に開業を予定している物産館の整備にあたり、公募型プロポーザル方式により企画提案を求め、その内容、能力等を総合的に比較検討し、最も適格と判断される設計者を選定し、本県の食や観光などの魅力を効果的に発信する拠点とするための設計業務を委託するもの。

(3)事業の内容

別途定める「道の駅すくもサニーサイドパーク物産館新築工事基本設計業務委託公募型プロポーザル仕様書」のとおり。

(4)委託期間

委託契約締結日から令和7年9月30日まで

2 見積限度額

1,749千円(消費税額及び地方消費税額を含む。)

3 審査委員会の設置

別途定める「道の駅すくもサニーサイドパーク物産館新築工事基本設計業務委託公募型プロポーザル審査委員会設置要領(以下「審査要領」という。)」に基づき、審査委員会を設置する。

4 契約の相手方の決定方法

提出された企画提案書と企画提案者(以下「参加者」という。)のプレゼンテーションの内容を審査する審査委員会を開催する。審査委員会では、別途定める審査基準に基づき、公正な審査を行い、随意契約の相手方となる候補者(以下「候補者」という。)と次点者を選定する。

委託業務の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではない。選定後に、候補者と市は、企画提案の内容を基に、業務の履行に必要な具体的な履行条件等について協議と調整(以下「交渉」という。)を行う。この交渉が整ったときには、随意契約の手続きに進む。7日以内に交渉が整わない場合は、次点者に選定された者と市が交渉を行う。

5 資格要件

この業務に参加できる者は、次の要件を満たす者とする。なお、参加資格要件を満たさなくなった場合、その時点で失格とする。

(1)地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項の規定に該当しない者であること。

(2)参加意向申出書等の提出時において、宿毛市建設工事指名停止措置要領に基づく指名停止の措置を受けていないこと。

※ 参加意向申出書等の提出期限の日から契約締結までの間に、宿毛市から指名停止等の措置を受けたときは、参加資格を喪失するものとする

(3)宿毛市事業等からの暴力団の排除に関する規則(平成24年宿毛市規則第28号)第4条各号のいずれにも該当する者でないこと。

(4)次の資格を有すること。

高知県入札参加資格(建築関係建設コンサルタント業務)

(5)建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定に基づく、一級建築士事務所の登録を受けていること。

(6)構成員が、本業務の参加者である他の共同企業体の代表者、構成員のいずれも兼ねていないこと。また、協力事務所(参加者と同一組織でない事務所であり、専門分野において技術の提供等を行う事務所)を加えることは可とするが、その協力事務所が本業務の他の参加者として参加申し込みをしていないこと。

(7)次のいずれも行っていない者であること。手続を行った者にあつては、その手続開始後に市長が別に定める手続により、資格の再認定を受けている者であること。

① 破産法(平成16年法律第75号)に基づく、破産手続開始の申立て

② 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく、会社更生手続開始の申立て

③ 特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律(平成11年法律第158号)に基づく、特定債務等の調整に係る調停の申立て

④ 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく、再生手続開始の申立て

(8)商業施設等における類似の設計・監理等の経験を有すること。

(9)総括責任者自身が一級建築士の資格を有するとともに、本業務に関し、一級建築士の資格を有する主任技術者(意匠担当)を専任として配置できること。加えて、総括責任者及び主任技術者ともに、(8)の経験を有すること。

(10)このプロポーザル方式及びその後の委託契約の締結について、不正又は不誠実な行為をしないことを誓約できる者であること。

6 質疑と回答

質疑は令和7年6月9日(月)17時00分までに、別紙1により持参、郵送(書留郵便又は配達証明に限る。)、電子メールで受け付ける。電子メールによる場合は、電話により着信を確認すること。

質疑と回答の内容は、令和7年6月13日(金)までに宿毛市公式ホームページに掲載する。

＜提出先＞

宿毛市商工観光課

〒788-8686 宿毛市希望ヶ丘1番地

電話:0880-62-1242

電子メール:kanko@city.sukumo.lg.jp

8 参加申込及び資格要件の確認

プロポーザルに参加する事業者は、次表に掲げる書類により申し込むこと。

(1) 提出書類、様式及び提出部数等

提出書類の名称	備考
(別紙2)参加申込書	A4縦、片面 (別紙2-1から2-7までを含む一式)
建築士法第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていることを証する書類	建築士事務所登録証明書(写し)

(2) 提出方法等

ア提出方法

持参、郵送(書留郵便、又は配達証明に限る。)又は、電子メール

電子メールで提出する場合は、電話により着信を確認すること。

イ提出期限

令和7年6月17日(火)12時00分(必着)

ウ 提出先

宿毛市商工観光課

〒788-8686 宿毛市希望ヶ丘1番地

電話:0880-62-1242

電子メール:kanko@city.sukumo.lg.jp

(3) 資格要件の確認

商工観光課で、提出のあった参加申込書と関係書類に基づいて資格要件を確認し、その結果を令和7年6月23日(月)をめぐりに電子メールにて通知する。

(4) 資格要件を満たさなかった者に対する理由説明

ア 参加申込書を提出した者のうち、資格要件を満たさなかった者に対しては、満たさなかった旨及びその理由を書面により通知する。通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日(市の閉庁日を除く。)以内に、書面により、市長に対して資格要件が満たなかったことに対

しての説明を求めることができる。

イ 市長は、説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日(市の閉庁日を除く。)以内に、書面により回答する。

9 企画提案書の作成

別途定める「道の駅すくもサニーサイドパーク物産館新築工事基本設計業務委託公募型プロポーザル企画提案書作成要領」のとおり。

10 審査

「審査要領」のとおり。

11 審査結果

審査結果は、7月中旬までに審査委員会(プレゼンテーション)の参加者に文書で通知する。また、参加者が6者以上の場合に実施する一次審査(書面審査)の結果は、令和7年7月8日(火)までに電子メールで通知する。なお、審査結果は宿毛市情報公開条例(平成13年宿毛市条例第26号)に基づく開示請求があった場合には開示の対象となる。

＜宿毛市情報公開条例＞

https://www.city.sukumo.kochi.jp/reiki_int/reiki_honbun/o309RG00000064.html

12 日程(予定)

- ・6月2日(月) 募集要領広告・募集開始
- ・6月9日(月) 17時00分必着質疑書提出締切
- ・6月10日(火) 質疑書への回答をホームページに掲載
- ・6月17日(火) 12時00分必着参加申込書提出締切
- ・7月1日(火) 12時00分必着企画提案書提出締切
- ・7月中旬 一次審査(書面審査)※参加者が6者以上の場合のみ実施
- ・7月中旬 一次審査(書面審査)結果通知
- ・7月中旬 審査委員会(プレゼンテーション)
- ・7月中旬 審査結果通知

13 提出書類の取扱い

(1)提出された書類は、返却しない。

(2)提出された書類は、必要に応じ複写(市及び審査委員会での当該業務における使用に限る。)する。

(3)提出された提案書等は、宿毛市情報公開条例(平成13年宿毛市条例第26号)に基づく情報公開請求があった場合、及び議会へ説明する場合においては、公開することとする。なお、事業を営むうえで、競争上または事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は、同条例第6条第3号の規定により非開示となるため、参加者がそれに該当すると考える情報を企画提案書の提出時に非開示理由書(別紙3)を合わせて提出すること。ただし、開示・非開示の判断は非開示理由書に基づき行うものではなく、非開示理由書を参考に同条例に基づき

市が客観的に判断する。

(4)本業務の委託契約の相手方となった参加者以外の企画提案の内容については、参加者の承諾なしには利用しない。

14 問い合わせ先

宿毛市商工観光課

〒788-8686 宿毛市希望ヶ丘1番地

電話:0880-62-1242

電子メール:kanko@city.sukumo.lg.jp

15 その他

(1)参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退の理由等を記載した辞退届(様式自由)を提出すること。辞退することによって、今後の市との契約等について不利益な取扱いをするものでない。

(2)企画提案に要するすべての費用は参加者の負担とする。

(3)次の各号に該当した場合、参加者は失格になる場合がある。

ア提出書類に不備があった場合、又は指示した事項に違反した場合

イ審査委員、宿毛市職員又は当該プロポーザル関係者に対して、当該プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合

(4)やむを得ない事情等により日程等の変更が生じる場合には、別途通知とする。